

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋地下2階の地下ポンプ室（管理区域）において火災報知器が発報し、作業員が白いもやを確認したため、当社社員が消防署に連絡した。消防署員による現場確認の結果、火災報知器が動作したのは、地下2階に設置されている空調機用電動機へ海水配管から漏れた海水がかかったことにより発生したもやによるものであり、「火災ではない」と判断された。今後、詳細に調査	A	5月29日公表済 PDF(93KB)

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ用給水ポンプ（No. 3）の軸受とシャフトの間隙より油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	活性炭ホールドアップ装置冷凍機用冷媒（グリコール）タンクのレベルスイッチ用検出配管に冷媒のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	主復水器用空気抽出器入口蒸気圧力計（4台）の点検において、当該圧力計のテスト弁に動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
4	2号機	原子炉再循環ポンプ（A）の弁間の水張り作業において、ベント用プラグ部より水のリーク（約0.5リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	循環水ポンプ（B、C）の点検において、インペラに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
6	2号機	主復水器細管洗浄装置の点検において、捕集器（6台）内のゴムライニング部に剥離及び膨れが認められたため、当該ライニングを補修	D	
7	2号機	第一給水加熱器（A、B）主タービン抽気（蒸気）系第一段抽気逆止弁の計装品点検において、エア一切替弁のフランジ面よりエアリークが認められたため、当該面を修理	D	
8	2号機	主タービン用潤滑油冷却器温度調節弁等（2台）の計装品点検において、ポジションナー及び減圧弁用小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
9	3号機	停止中の1～4号機共用所内ボイラ（B）の蒸気流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
10	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器入口配管（入口弁付近）にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（5本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
12	4号機	タービン建屋床ドレンサンプ移送配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
13	4号機	タービン建屋電気品室換気空調系移送ファンのベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
14	5号機	高圧復水ポンプ（C）のメカニカルシール部より水のリーク（1滴／15秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	低圧タービンローター除却作業において、ローター回転架台のローラー部に割れが認められたため、当該部を修理	D	
16	6号機	安全保護系検出器要素性能（校正）検査の成績書作成において、原子炉格納容器床ドレン流量の検査手順書記載の記録データに誤記が認められたため、当該箇所を訂正	D	
17	6号機	ほう酸水注入系テスト配管戻り弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
18	6号機	タービン建屋換気空調系ダクト風量制御切替ダンパの操作スイッチを切替えたところ、開閉表示ランプ用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
19	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却系サージタンクドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	集中環境施設	分電盤の点検において、雑動力分電盤の漏電しゃ断器の動作不良（7台）が認められたため、当該漏電しゃ断器を修理	D	
21	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（B）2次セラミックフィルタ用エレメント破碎機のドラム缶シール装置用カウンタースwitchに接点不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
22	集中環境施設	常用照明分電盤の点検において、分電盤内回路（エレベータ制御盤照明コンセント）の負荷側絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、当該回路に接続されている照明設備及びケーブルを点検・修理	D	
23	集中環境施設	高温焼却炉建屋1階廃棄物搬出クレーンに電源開閉器故障の警報が発生したため、当該電源開閉器を点検・修理	D	
24	集中環境施設	所内蒸気I7換気空調系送風機（A）に性能低下（風量低）が認められたため、当該送風機を点検・修理	D	
25	その他	共用プール作業用電源分電盤の点検において、分電盤内回路（No.20）の漏電しゃ断器の動作不良（1台）が認められたため、当該しゃ断器を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで